

由布市公告第26号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

由布市長 相馬 尊 重



- 一 本案件は、条件付き一般競争入札である。
- 二 設計施工契約方式であり、競争入札参加資格確認申請時に提案書を提出し後日ヒアリング、落札後に発注仕様書に基づき実施設計書の提出が必要となる。

第1 競争入札に付する事項

(1)	工事名	令和7年度 湯平共同温泉新泉源揚湯設備設置工事
(2)	工事場所	大分県由布市湯布院町湯平
(3)	工期	本契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
(4)	工事概要	揚湯設備設置工事（設計・施工） 揚湯量：計画 50ℓ/分を基本方針とする 設計 1 式 揚湯設備設置工事 1 式 管工事 1 式
(5)	予定価格	35,559,700円（消費税及び地方消費税を含む。） 32,327,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6)	最低制限価格	設定なし

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事について、次に掲げるすべての要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。

1 共同企業体の資格条件

次の表において、(1)から(6)の全ての要件を満たしていること。

区 分		要 件
(1)	構成員の数	2者とする。

(2)	構成員の組み合わせ	①由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成17年告示第2号）による資格認定において、さく井工事の1者と管工事の1者で構成する2者であること。 ②構成員の中に、泉源温度が高い揚湯方法の実例を提示し提案できる構成員がいること。 ③構成員の1者は、由布市内に本店を有すること。
(3)	結成方式	自主結成とし、共同施工方式（甲型）とすること。
(4)	出資比率等	各構成員の出資比率は、最低30%以上とすること。
(5)	存続及び解散の時期	①当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は成立してから、当該工事の完了後3ヶ月以上存続するものであること。 ②当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は成立してから、当該工事の請負契約が締結された日をもって解散するものとする。
(6)	その他	①共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 ②代表者（代表構成員）は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。出資比率が同じ場合は、由布市内に本店を有する者を代表者（代表構成員）とすること。

2 構成員の資格要件

次の表において、(1) から (3) の全ての要件を満たしていること。

区 分		要 件	
(1)	本店の所在地	大分県内	大分県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店がある者に限る。
(2)	業種	さく井工事又は管工事	由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成17年10月1日告示第2号）による、さく井工事又は管工事の令和7年度入札参加資格の認定を受けている者であること。
(3)	許可区分	特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する特定建設業又は一般建設業の許可を有する者であること。

3 配置予定技術者の資格要件

次の表において、各構成員が(1)から(2)の全ての要件を満たす**主任技術者を配置できること。**

(1)	国家資格等	建設業法第26条に規定される上記2の(2)の業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2)	雇用関係	開札予定日の3ヶ月以上前に雇用された者であること。

第3 入札手続

1 担当課

(1)	入札及び契約 担当課	郵便番号：879-5498 住 所：大分県由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市財政課 契約検査室（本館2階） 電 話：097-582-1176（内線）1253 阿部・澤村 FAX：097-582-3971
-----	---------------	---

2 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

(1)	交付期間	自 令和7年5月13日（火）公告後 至 令和7年6月12日（木）午後5時00分	直接交付は左記のうち開庁日に限る
(2)	交付場所	由布市ホームページまたは第3の1の担当課に同じ	
(3)	交付方法	由布市ホームページまたは直接交付にて行う。 由布市ホームページ https://www.city.yufu.oita.jp/biz	

3 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

(1)	閲覧期間	自 令和7年5月13日（火）公告後 至 令和7年6月12日（木）午後5時00分	直接閲覧は左記のうち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	由布市ホームページまたは1の担当課に同じ ※発注仕様書のWord形式データを希望する場合は、第3の1の(1)担当課へ連絡のこと。	
(3)	閲覧方法	由布市ホームページまたは1の担当課での閲覧 由布市ホームページ https://www.city.yufu.oita.jp/biz	

4 仕様書等に関する質問書について

(1)	受付期間	自 令和7年5月14日（水）午前8時30分 至 令和7年5月22日（木）午後5時00分	左記のうち開庁日に限る
(2)	提出先	住 所：大分県由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市財政課 施設整備係（本館2階） 電 話：097-582-1176（内線）1258 中野・赤嶺 FAX：097-582-3971	

(3)	提出方法等	電話、FAX、持参によるものとする。 ※FAX発信の後に必ず担当者へ到着確認を行うこと。
-----	-------	---

5 上記4の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。）

(1)	回答書の閲覧期間	自 質問を受けた日の翌日から起算して2日以内 (土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く) 至 令和7年6月12日(木)午後5時00分	直接閲覧は左記のうち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	質問者へ直接回答を行う。 および1の担当窓口に掲示する。	

6 競争入札参加資格確認申請書の提出

(1)	受付期間	自 令和7年5月14日(水)午前8時30分 至 令和7年5月26日(月)午後5時00分	左記のうち開庁日に限る
(2)	提出方法	持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）。 <u>郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。</u>	
(3)	提出先	第3の1の担当課に同じ	
(4)	提出書類	①別紙の様式第1号（その2）、様式第2号（その2）、様式第4号（その1）代表構成員・その他構成員、特定建設工事共同企業体協定書、提案書（任意様式）を提出すること。 なお各様式記載の要領により作成、必要な資料の添付を行うこと。 ②返信用封筒として長3サイズ封筒（宛名明記・320円切手貼付）を用意すること。（「競争参加資格確認通知書」送付用）	

7 提案書のヒアリングについて

(1)	ヒアリング	第3の6の競争入札参加資格確認書を提出した者を対象に、参加資格確認のため提出された提案書についてヒアリングを実施するので参加すること。
(2)	ヒアリング日時と場所	令和7年5月27日(火)午後1時30分 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室

8 競争参加資格確認通知について

(1)	確認通知日	競争参加資格の有無について確認審査終了後、競争参加資格確認通知書を令和7年5月30日(金)までに通知する。
-----	-------	---

9 入札及び開札について

(1)	入札日時と場所	令和7年6月13日(金)午後1時40分 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室
(2)	入札回数	入札回数は、原則として1回とする。

(3)	入札方法	①入札は、入札場所へ出場するものとし、電送または郵送による入札は認めない。 ②入札書には、入札金額の根拠となる入札金額内訳書を同封するものとし、入札金額内訳書を付さない入札は無効とする。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)	入札金額内訳書	①入札書と同封のうえ提出すること。 ②添付様式又は任意様式とするが、入札書に記載された金額と内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除いた金額）が一致していない場合は無効とする。 ③詳細については、第4の入札金額内訳書の作成等による。
(5)	落札者の決定	入札の執行後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(6)	入札書、委任状の様式等	本公告の由布市ホームページ添付様式によること。 第3の1の担当課でも交付を行う。

第4 入札金額内訳書について

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。
2	<u>住所、商号又は名称、代表者氏名、捺印、工事名、工事場所、工事価格（税抜）及び工事費（税込）を必ず記載</u> すること。
3	この入札は、由布市建設工事入札金額内訳書取扱要領（平成27年告示第29号）を適用するが、本公告で指示のある事項は、本公告によるものとする。
4	工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、工種別又は種目別内訳書内での値引き及び調整は可とする。
5	入札金額内訳書の様式は別紙の通りとする。
6	工事価格と入札金額が一致していること。
7	上記の内容を満たさない場合は、入札金額内訳書の提出がないものとみなす。
8	入札金額内訳書提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。
9	入札金額内訳書の様式は、任意の様式で差し支えない。

第5 入札参加資格事項等の共通事項

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3	由布市暴力団排除条例に基づく措置	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 暴力団員が役員となっている事業者 (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者 (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続き等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第3の8の(1)通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面(様式自由)を持参して求めることができるものとする。 書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
2	回答	1の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

第7 その他の事項

1	現場説明会	実施しない。
2	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付(請負代金額の10分の1以上) ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
3	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札 (7) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札 (8) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 (10) 申請書等を提出しなかった者のした入札 (11) 閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札 (12) 予定価格を超える金額での入札

		(13) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (14) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合、次の①から④のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ①落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合 ②すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合 ③入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合 ④その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
4	支払い条件	(1) 前払金 有 (2) 中間前払金 有 (3) 部分払 無
5	その他	(1) この公告に定めのない事項については、由布市一般競争入札実施要領、由布市要件設定型一般競争入札実施要領、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、由布市契約規則、由布市公共工事請負契約約款、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①又は②に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。 （指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） ② 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4) の①又は②に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が (3) または (4) に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。

	(6) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に (4) の①又は②に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 (7) 本工事に係る下請負契約については、由布市内に本店を有している者を優先して活用するように努めること。 <u>(8) 本工事に係る燃料、物品、建設資材、建設機械等の購入やリース、工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を由布市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。</u> (9) この競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。 (10) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (11) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札書提出後に配置予定の技術者が配置できないこととなったときは、開札予定日時までに契約担当者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出（開札後の書面提出は受け付けない。）すること。その旨を記した書面の提出があったときは、その入札を無効とする。また、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合は、指名停止基準に基づき指名停止を行うことがある。 (12) 配置予定技術者又は既配置技術者の交代については、真にやむを得ない理由（死亡、傷病、退職等）がある場合これを認めるものとするが、当該配置予定技術者又は既配置技術者の交代が生じたときは、この公告に示した資格条件を満たす者（以下「交代の技術者」という。）を配置するものとする。ただし、交代の技術者との雇用関係は、次のとおりとする。 ① 現場代理人・主任技術者等選任通知前に配置予定技術者の交代が生じたとき。この公告に示したとおりの雇用関係 ② 現場代理人・主任技術者等選任通知後に既配置技術者の交代が生じたとき。 (12) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。 (13) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。 (14) 契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者
--	--

	は、開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (15) この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書及び資料等は公表しないものとする。 ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。 (16) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。 (17) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。 (18) 提出された申請書及び資料は、返却しない。 (19) 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。 (20) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。 (21) 契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。 (22) その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。
--	---